

《 気をつけたいですね 》

— 会員名簿の取り扱い上の注意 —

単位PTAにおいては、事業の一環として、PTA会員名簿を作成している団体が多いと思います。この会員名簿は、会員相互の連絡やPTA活動の情報交換などに活用されてこそ、この目的が果たされ、PTA活動の活性化に役立つものと思われま

す。しかし、最近、その会員名簿を使ったと思われるいたずら電話がかかってきたり、通信販売などに利用されたりする事件が続いております。また、平成17年に個人情報保護法が施行され、個人情報の取り扱いには十分に留意する必要があります。

PTA会員名簿は、一般的に編集著作物には相当しないため、著作権の面からその目的外使用を禁止することは難しいと思われま

す。従って、単位PTAは、個人の情報を取り扱う事業者(事業者に類する者)としての立場も考え、会員名簿の作成にあたっては、作成目的に沿った必要最小限の情報にとどめるなど、会員の個人情報の収集や利用・適正管理に十分注意すると同時に、一般会員に対しても会員名簿の取り扱いなどについて、十分注意するよう呼びかける必要があります。

《 知っていますか 》

PLANET(プラネット)かながわ

神奈川県生涯学習情報センターではホームページ「PLANETかながわ」で生涯学習に関する情報を提供しています。PTA研修会などで利用できる情報も豊富にあります。

< ホームページアドレス >

<http://www.planet.pref.kanagawa.jp/>

< 電 話 > 045-312-7321

< ファクシミリ > 045-316-0102

《 知っていますか 》

— 学校評議員制度 —

中央教育審議会(中教審)が、平成10年に地方分権に合わせた教育行政や学校運営のあり方について答申したのを受け、神奈川県では学校評議員制度が平成12年4月から導入されました。現在、県立学校(高、盲、ろう、養の各学校)では、全校に学校評議員が設置されており、県内小中学校においても多くの学校に設置されつつあります。

学校評議員制度とは?

学校評議員制度は、保護者や地域の方々の意見を幅広く学校長が聞くためのものです。これにより、地域や社会に開かれた学校づくりをさらに推進し、学校が家庭や地域社会と連携しながら、教育活動を展開することができます。

学校評議員のしくみは?

学校評議員は、教育委員会の判断により学校ごとに置かれます。

学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営について意見を述べます。

学校評議員は、教育に関して理解や識見をもつ者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱します。(その学校に勤務する職員は除く)

学校評議員により学校はどうか変わるのか?

開かれた学校づくり・特色ある学校づくりへの取組

校長が、保護者や幅広い地域住民の意見や意向を聞いて、教育方針や教育計画などを決定し、地域に信頼される開かれた学校づくり・特色ある学校づくりを進めていくことができます。

・「総合的な学習の時間」「体験・奉仕活動」などへの支援

新学習指導要領では、体験的な学習や問題解決的な学習を重視しています。特に「総合的な学習の時間」では、地域の人々の協力や学習環境の情報提供や施設等の活用など、家庭や地域社会の協力が必要となります。

・子どもたちの地域ぐるみの育成

社会生活のルールや正義感、倫理観、思いやりなど豊かな人間性を育むため、青少年非行の防止など地域社会全体として子どもを育てるといったことがより可能になります。

・地域の行事や福祉施設等との連携

学校行事と地域行事との合同開催による子どもたちと地域の交流、老人ホームなどの地域の施設との連携によるボランティア活動など、学校と地域社会とがより連携を深めやすくなります。